

※原子力規制委員会公表資料より抜粋

資料

**東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
におけるＩＤカード不正使用に係るＳＥＲＰ予備会合
の結果について（その２）**

令和３年２月９日
原子力規制庁

１．経緯

令和２年度第５４回原子力規制委員会臨時会合（令和３年２月８日）において、同年２月３日に開催した重要度評価・規制対応措置会合（以下「ＳＥＲＰ予備会合」という。）における暫定評価結果（重要度「白」）が了承され、同日（２月８日）、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対して通知した。

本日は、昨日の委員会での指示を受け、原子力規制庁が実施した東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の重要度の評価について、その検討経緯を報告する。

また、本日、東京電力から、暫定的な評価結果に対する意見陳述要望はないとの回答（別添１）を受け取ったことから、この暫定的な評価結果が確定する。これを受け、東京電力に対し、対応区分１から２に変更することを知照するとともに、今後、東京電力に求める報告及び対応についてお諮りする。

２．原子力規制庁内における評価に係る本事案の経緯

（１）１０月実施の原子力規制検査による重要度評価

非公開

（２）ＳＥＲＰ予備会合に至るまでの経緯

非公開

（３）ＳＥＲＰ予備会合での判断

非公開

３．今後の対応

東京電力ホールディングスからの意見陳述要望がなかったことから、昨日、通知した暫定評価を確定評価とし、「安全重要度評価などに係る原子力規制委員会への報告及び了承について」に従い、対応区分が１から２に変更することを同社に通知する。また、今後の事案に対する改善措置活動の計画及びその実

施結果についての報告を求めることとしたい。

今後、東京電力からの報告を受け、その内容を原子力規制委員会に報告すると共に、その内容の評価を踏まえ、必要に応じ、追加の検討を求めることとしたい。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する、原子力規制検査（追加検査）の結果を原子力委員会に報告し、さらなる検査の継続や規制対応措置も含め、その後の対応について諮ることとしたい。

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における
原子力規制検査指摘事項概要
(社員によるＩＤカード不正使用)

東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所の発電所社員Ａ（中央制御室勤務員）（以下、「社員Ａ」という。）は、同人の出勤日であった令和２年９月２０日（日）朝、社員専用の更衣室内で、自己の個人ロッカーに保管していたＩＤカードが見つからなかったにもかかわらず、防護管理グループ等への紛失の報告をせず、ＩＤカードの無効化措置の機会を喪失させた。さらに、社員Ａは、発電所社員Ｂ（中央制御室勤務員）（以下、「社員Ｂ」という。）が同日は勤務日でないことを知っており、同人が個人ロッカーを無施錠にしているＩＤカード管理が不徹底だったため、無断で同人のロッカーから社員ＢのＩＤカードを持ち出した。

社員Ａは、周辺防護区域出入口での委託警備員からの氏名確認に対し、社員Ｂの氏名を申告した。委託警備員は社員Ａの申告に対し、ＩＤカードと社員Ａの顔を複数回見比べ、疑念を抱きつつも、周辺防護区域への入域を許可した。

防護区域出入口では、認証が複数回エラーとなり、社員警備員（以下、「防護直員Ｃ」という。）が、エラー警報を受信した。防護直員Ｃは、モニター越しに、登録顔写真を見比べるなどし、相違に疑念を抱いたものの、それ以上の身分確認をせず、周辺防護区域側の出入口扉を開いた（この時点で、Ｃは当該人物が社員Ｂであると認識した。）。

さらに、防護直員Ｃは、出入管理業務に関する管理的地位にないのに、防護管理グループの管理的地位にある者の指示を仰ぐことなく、自らの判断で、社員Ｂを名乗る社員Ａの識別情報の登録の必要性を認める判断をした。具体的には、防護直員Ｃは、委託警備員に対し、社員Ｂを名乗る社員Ａの識別情報を社員ＢのＩＤカードに登録するよう指示し、その指示通りに行われた。なお、当時、柏崎刈羽原子力発電所には、識別情報エラー発生に伴う登録に関する規定はなかった。

防護直員Ｃの指示通り、委託警備員が社員Ａの識別情報を登録し、社員Ａは、社員ＢのＩＤカードを使用して周辺防護区域出入口扉を通過した。その過程で、社員Ａの顔に見覚えのあった別の委託警備員が違和感から声を掛けたが、社員Ａは社員Ｂの氏名を名乗った。

これら一連の不正により、社員Ａは防護区域にある中央制御室まで入域するに至った。

社員Ａは勤務が終了した同日の夜、社員専用の更衣室内の同人の個人ロッカーの奥に落ちていた自己のＩＤカードを発見した。社員ＢのＩＤカードは社員Ｂのロッカーに戻した。９月２１日朝、社員Ｂが勤務のため防護区域に入域しようとしたところ、ＩＤカードがエラーとなった。前日の社員ＢのＩＤカードの不具合を担当した防護直員Ｃが、一日後の再発生を不審に思い、社員Ｂから事情聴取し、社員Ａの一連の行為が発覚するに至った。同日（９月２１日）、柏崎刈羽原子力発電所防護管理グループは、原子力規制庁（本庁核セキュリティ部門）に報告した。

以 上